

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和８年第２回 仙台北警察署協議会
開 催 日 時	令和８年6月12日（金） 午後３時00分から 午後４時20分まで
開 催 場 所	仙台北警察署 ６階大会議室
出 席 者 等	１ 協議会委員～10名 出席委員～西嶋康雄会長、伊勢屋友子副会長、田中康委員、高橋智男委員、寺下昌子委員、菅野哲也委員、引地萌恵委員、千葉晴洋委員、菅原高広委員、早坂訓江委員 欠席委員～０名 ２ 警 察 署 側～13名 署長、副署長、刑事官、副参事、会計課長、警務課長、生活安全課長、少年健全育成官、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別 紙

1 報告事項等

管内の治安情勢・交通事故発生状況について（署長）

署長から令和8年4月末現在における刑法犯認知検挙状況、交通事故発生状況、特殊詐欺認知状況等、管内の治安情勢について説明がなされた。

西島委員： 特殊詐欺の犯人の中には、偽物の警察手帳や制服を身につけて警察官になりすます者がいる。

このようなニセ警察官と本物の警察官の見分け方を教示願う。

署 長： ニセ警察官は、被害者に対しスマートフォン上で警察手帳や逮捕状を提示することがあるようだが、本物の警察官はスマートフォン上で提示することはない。

また、警察官からお金の話が出たら、ニセ警察官の可能性が高いと思っていただきたい。

2 意見・要望等

(1) 自転車の交通反則通告制度導入に伴う、高校生や一般社会人に対する啓発活動の取り組みについて

高橋委員： 自転車運転者に対する交通反則通告制度（青切符）の導入に伴い、対象年齢が16歳以上となっている。

高校生を対象とした制度の浸透を図る啓発活動や、一般社会人への啓発活動の取組を教えていただきたい。

交通課長： 自転車の反則通告制度導入に伴う広報啓発については、対象を限定すること無く、様々な機会を捉え広く実施している。

具体的には、仙台市と連携した交通安全広報キャンペーン等や企業からの依頼に基づく交通安全教育を実施しているほか、高校や中学校等からの依頼に基づく交通安全教育の実施を行っている。

また、活動中に違反が認められた場合には内容に応じて指導取締りを実施している。

県下では、みやぎ高校生自転車利用マナーアップ運動を展開しており、毎月1日及び15日には、警察や関係機関と協力または自主的な取組として、各校が門前指導等を実施している。

さらに、宮城県警察本部においては、教育庁に対し書簡を送付し、乗車用ヘルメットの着用など、自転車の乗車マナー向上に資するルール遵守の徹底等を依頼しているほか、自転車マナーアップ大使の協力を得て、広報啓発動画を作成している。

当署としては、引き続きこれまでと同様、自治体や交通安全関係団体と協力の上、制度の理解を深めていただくと共に、自転車の安全な利用を呼びかけていく。

高橋委員： 承知した。

(2) 若年層への詐欺事件への関わり等に対する啓発活動等について

寺下委員： 若年層への詐欺事件への関わり等に対する啓発活動等について

教示願う。

生安課長： 特殊詐欺被害は、依然として県内で多発しており、今年は4月末現在で37件（＋13件）、被害額は約3億6,000万円（＋約2億5,200万円）と被害件数、被害金額ともに昨年を上回っている現状にある。

昨年は、被害者の約3割が30歳以下と若年層の被害も増加傾向であり、特殊詐欺や記憶に新しい栃木県で発生した強盗殺人事件など、いわゆる「闇バイト」に加担する未成年者も後を絶たない。

未成年者は、社会経験の乏しさや思考力、判断力の未熟さゆえ、安易に行動してしまうことから、当署では学びが始まる小学生から、中高、大学と年齢的段階に合わせて、インターネットやSNSの安全利用、特殊詐欺の被害者、加害者にならないための講話を実施し、被害防止や規範意識の醸成を図っている。

また、若年層の情報入手ツールがスマートフォンであることに着目し、警察においてもSNSやユーチューブを利用し、情報発信を行っているほか、地域のボランティアや学生ボランティアと連携し、防犯キャンペーンを通じて、若年層に直接呼び掛ける活動を行っている。

さらに被害防止の施策としては、全世代に対して簡単に短時間で被害防止に役立つ「警察庁推奨アプリ」を紹介し、普及促進に力を入れている。

引き続きあらゆる機会を通じて、特殊詐欺の被害及び加担防止を呼び掛けていくとともに、社会情勢に適応した対策を随時検討したい。

寺下委員： 承知した。

(3) 被害者支援を行う警察官に対する教養と担当警察官のケアについて

引地委員： 先日、大学付近で学生が巻き込まれる交通事故があり、当該学生がトラウマのような感情を抱えているという話を伺った。

警察官は、加害者だけでなく被害者と関わる機会があるかと思うが、その関わり方について警察官が学ぶ機会があるのか、また、大事にしている点などがあれば教示願う。

逆に警察官がトラウマを抱えてしまう場合もあると思うが、その際にケアを受ける機会や場所は設けられているか。

警務課長： 警察官は、初任科教養の中で犯罪被害者等支援の基本等について教養を受ける。

初任科教養終了後も、県警本部主催の各種研修会や教養資料により、随時、犯罪被害者等支援の各種制度等について教養を受ける機会がある。

各警察署等には、犯罪被害者等支援を専門とする「被害者支援係」が配置されており、署員に対し被害者支援に関する教養を実施している。

警察官が、犯罪被害者等と初めて接する際には、

- まず、自己紹介し秘密は守られることを伝えて安心感を与える
- できるだけ落ち着いた静かな場所に案内する
- 分かりやすい言葉で穏やかな話し方を心がける
- 相手のペースに合わせ、気持ちを汲む

ことを心がけ、被害者等に二次的被害を与えないように配慮している。

次に、被害者支援に従事する警察官のケア等について、警察官は、初任科教養や各種研修会等において、警察官の代理受傷（又は副次被害）や、その対応策としての「セルフケア」と「周囲の同僚・上司による配慮」の大切さについて教養を受ける。

警察官が業務等によりストレス等を抱えた場合は、身近な同僚（ピア）に相談する部内のピアサポート制度を活用したり、県警本部厚生課健康管理センターを通じて精神科医、保健師、臨床心理士に相談することができる。

引地委員： 承知した。

(4) 自転車交通違反への「青切符」導入に関し、制度開始初期段階における取締りの基本方針と基準、さらに若年層（高校生・大学生）への事前啓発と周知徹底について

千葉委員： 自転車の交通違反への「青切符制度」が導入された。

当署管内は通勤・通学による自転車利用者が多い地域だが、制度開始の初期段階において、具体的にどのような違反（信号無視、携帯電話使用、一時不停止など）を重点対象とされる方針か。

また、悪質な違反への「青切符」と軽微な違反への「指導警告」の現場における具体的な線引きや基準についてお聞かせ願う。

交通課長： 自転車の交通違反については、酒気帯び運転や携帯電話の使用により交通の危険が生じさせたものなど、いわゆる赤切符対象の事件とそれ以外の軽微な違反としての交通反則切符対象の事件がある。

自転車に係る交通違反については、警察庁が発行している自転車ルールブックに記載のとおり、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行う。

ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反である場合には、検挙を行うこととしている。

現時点では、赤切符の対象となる違反と、反則切符対象の違反のうち、態様が危険性・迷惑性を帯びているものについて検挙することとしており、それ以外については警察官の指導警告に従わないなどの例外を除き、原則指導警告にとどめることとしている。

なお、青切符の導入により、検挙後の手続は大きく変わるが、交通違反指導取締りについての基本的な考え方は変わっていない。

千葉委員： 管内には高校や大学が多く、対象となる16歳以上の若者の利用が目立つ。

彼らが予期せぬ違反者や反則金納付者にならないよう、学校側と密に連携した事前啓発や、朝夕の通学時間帯における街頭での効果的なマナー指導・周知をどのように展開していくか教示願う。

交通課長： 先に高橋委員の質問でも回答しているが、交通安全広報は一般的に行っているため、高校・大学に特化した自転車ルール of 周知等は、残念ながら、なかなか効果的な対策を行うことが出来ない。

特に大学では、学生が一堂に会する機会が無いため、対応が難しいと感じている。

高校については、高橋委員からの質問にも回答したとおり、原則として自主的な対応をとっていると承知しているが、学校側からの要請等があれば可能な限り対応していきたい。

警察としては、中学生に対する交通安全教育はほぼ全ての学校で実施しているため、今後は若年層から少しずつルールが浸透していくと考えている。

千葉委員： 承知した。

(5) 住宅街における「熊（クマ）」対策に関し、市街地出没時における警察の初動対応と装備の強化及び行政・学校・地域との「リアルタイムな情報連携」について

千葉委員： 木町通での駆除をはじめ桜ヶ丘、山手町、小松島、台原公園など管内の身近な住宅街や学校周辺でも熊の目撃情報が相次ぎ、住民の不安が高まり学校の学習環境や市民の日常生活（散歩など）にも影響を及ぼしている。

万が一、「まちなか」に出没した場合、人身被害を未然に防ぐための警察の初動パトロールや緊急広報体制はどのように整備されているのか。

また、市街地特有の制約がある中で、どのような対応や新型装備の活用を想定しているか。

地域課長： 全国的に熊による人身被害が発生し、先般、報道のとおり当署管内では、人身被害はなかったものの、木町通地内の市街地や小松島地内の高校敷地内など、至るところにおいて出没事案が増加しており、地域住民の安全安心を脅かす深刻な事態となっているものと認識している。

県警では県民の命と暮らしを守るため、熊の出没事案が発生した場合は

- 避難誘導や現場周辺に対する立入規制

- 赤色警光灯やパトカーの車載マイクを活用した現場広報により、現場における警戒を実施しつつ、付近住民の方々に緊急広報を実施している。

特に、出没箇所が学校やその周辺及び通学路等の児童生徒が多

く集まる場所である場合には、学校関係者や自治体関係者と連携し、登下校時間帯や子供が外出する時間帯における警戒を強化するなど、子供が熊の被害に遭うことがないように対策を講じている。

各種広報媒体の活用や関係機関との連携による広報活動は、後ほど生活安全課長から説明をさせていただく。

続いて、市街地特有の制約がある中での対応については、山間部に比べて徒歩での人通りが多く、現場での広報のみでは人流を止めて避難させることは困難であるため、現場への立ち入り規制を広く講じることとなる。

その中で、自治体と連携し、安全かつ有効的な熊の駆除方法を協議していくこととなるが、銃猟による駆除の場合には跳弾等の危険性も十分に考慮して対応することとなる。

一方、他県では、行方不明者の捜索に従事していた警察官が熊に襲われ負傷する事案が発生しているので、警戒に当たる警察官の受傷事故防止を図るため、ヘルメット、刃物を防ぐ耐刃防護衣、爆竹や熊撃退用スプレーなどを整備しているほか、熊と対峙する可能性がある場合には、本年度から配備された熊用防護装備を着装することとしている。

先般、小松島地内の高校敷地で出沒した際には、学校と協議し、生徒の集団下校を実施してもらい、その際に、熊の目撃場所付近に防護装備を着装した警察官を配置した。

熊用防護装備は、動物の牙や爪による負傷を防ぐため、全体的に耐刃仕様となっており、致命傷となる首や喉、顔面、頭部を強固に守るものとなるが、これを装着しているからといって負傷を完全に防ぐというものではなく、致命傷となる負傷を防ぐというものになる。

従って、住民を避難させるためにやむなく熊と対峙する可能性のあるエリアで活動する場合での活用を想定しており、現場での着装を想定している。

今後も、引き続き、住民の皆様が安全安心に生活できるよう、熊出沒事案を認知した場合には、適切に対応してまいりたい。

千葉委員： 熊対策は警察のみならず、仙台市（区役所）や学校、町内会との迅速な連携が必要と思うが、目撃情報をいち早く周辺住民や下校途中の子供達へ繋ぐため、現在どのような情報共有ルートが確立されているのか。

また、今後さらに向上させるための取組があるか。

生安課長： クマが出沒した際の「リアルタイムな情報発信、共有」は被害防止の観点から非常に重要なことと捉えている。

警察がクマの目撃情報等を認知した場合は、夜間帯においても主管である区役所や市役所に対して即時に連絡し情報共有を図り対応を依頼している。

学校等については、日中であれば学校等に直接、休日、夜間で

あっても緊急性が認められる場合には、警察で把握している緊急連絡先に直接連絡を行い、児童生徒への連絡、注意喚起をお願いしている。

地域住民や町内会等については、直接的な連絡手段はないものの、特に危険性の高い「まちなか」での出沒時などは、報道機関に対して早期に情報提供し、メディアの力をお借りして広く広範囲に周知を図ることとしている。

さらに警察としては、いち早い情報提供、注意喚起する方法として「セキュリティメール」を運用しているので、各種機会を通じて、情報入手や自己防衛の必要性をご理解いただき、セキュリティメールの登録促進を図っている。

クマの情報に関しては、市又は県の方で集約しており、県のHPにはクマの出沒マップも掲載されているので、今後も関係機関や団体と連携、協力のうえ、早期かつ有効な情報提供、共有に努めて参りたい。

千葉委員： 警察の熊対策について回答を頂いたが、市民にとっては110番通報して、すぐに警察官に駆けつけてもらうことが安心感に繋がる。

熊対策のための装備など、色々考えて頂いているようだが、様々な工夫をして警察官が安全に活動してもらえよう、支援していきたい。

熊出沒時、自宅近くの情報を入手するにはSNSが一番早いと思われるが、SNSを見ない方の場合、情報入手が難しいため、パトカーによる巡回が効果的だと思われる。

熊騒動により、長期間、公園等に入れなかった状態があったが、自治体と警察で連携し、早めに公園を解放できるよう工夫していただきたい。

西島委員： 市街地に熊が出沒した際、パトカーで広報していたようだが、夜間等は、聞き取れない場合もあるようだ。

夜間帯のパトカーによる広報について、騒音等の苦情も懸念されるが、緊急時には、広報活動を優先することもやむを得ないのではないと思われる。

夜間の広報要領については、今後も検討していただきたい。

(6) 旭ヶ丘、小松島、台原五丁目地区における通学路・生活道路の安全確保等について

早坂委員： 現在、旭ヶ丘・小松島地区での熊目撃や台原五丁目での不審者情報があり、地域住民は不安を抱いている。

特に、旭ヶ丘駅前スーパーの閉店に伴う夜間の薄暗さや、森林公園付近の通学路における樹木による見通しの悪さが懸念されている。

子供達の通学路や住民の生活道路の安全を確保するため、該当エリア（旭ヶ丘駅周辺、台原五丁目、森林公園周辺）における夜

間や登下校時間帯のパトロール強化をお願いしたい。

併せて、街頭の増設や樹木の伐採について、行政（仙台市）への情報共有と連携をお願いしたい。

生安課長： 令和８年４月末現在の数値であるが、当署管内での子供女性を対象とした不審者通報は64件発生しており、昨年比16件の増加となっている。

なかでも、子供に対する声掛け、つきまとい、容姿撮影等の事案が多く発生している。

委員からの質問のとおり、当該エリアについても、閑静な住宅街に位置し、道幅が狭い箇所や、人通りの少ない生活道路、公園等が多数存在していることから、不審者通報等の事案が発生している。

当署では管轄の交番と情報共有と連携を密に取りながら、子供女性対象脅威事案が発生した際には、発生時間や場所を分析し、より効果的な警戒活動と行為者の特定に努めている。

特に赤色灯を点灯したパトカーによる「見せる警戒」は、犯罪の抑止効果が高いことから、犯罪抑止対策を担当する生活安全課と警戒活動を実施する地域課で連携して、犯罪傾向に合わせた効果的、効率的な警戒活動を実施していく。

街灯の増設については、仙台市による設置のほか宮城県防犯協会連合会や企業などからの寄付による設置が行われているようである。

但し、設置後の費用負担を受持ちの町内会で負担していることから町内会と行政の調整が必要となることを聞いている。

街灯増設に関する要望等を警察で把握した際には、行政への情報提供を引き続き行っていきたい。

樹木の伐採については、最近はクマの出没などが頻繁となったこともあり、誘因木の伐採に宮城県が補助金を新設するなど動きがみられる。

しかし、私有地については基本的には所有者の権限により伐採が行われる必要があることから、防犯上や交通安全上のほか熊の餌となるような誘因木について、行政と情報共有を図るとともに、安全性の確保の観点から、伐採の必要性を説明し、懸念払拭に努めていく。

早坂委員： 承知した。